

千葉市条例第 号

千葉市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
千葉市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年千葉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「次条第2項」を「第4条第2項」に改める。

第8条を削る。

第7条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「第4条第2項」を「第5条第2項」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「月の初日である」を「基準日に当たる」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第4条第3項」を「第5条第3項」に改め、同条を第7条とする。

第4条（見出しを含む。）及び第5条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「次項及び第4項において」を「以下」に改め、同条第3項、第4項及び第5項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（交付の方法）

第3条 政務活動費は、四半期ごとに交付するものとし、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の

途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分を交付する。

第 1 1 条を削る。

第 1 0 条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第 2 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「毎年 4 月 3 0 日」の次に「（その日が市の休日に当たるときは、その翌日）」を加え、同条第 3 項を次のように改める。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合（議員の任期満了により解散した会派が、当該任期が満了した日の翌日において新たに同一の会派を結成したときを除く。）又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなった場合（任期満了により議員でなくなった者が、当該任期が満了した日の翌日において新たに任期が開始した議員となったときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は議員であった者は、これらの事由が生じた日の属する月までの政務活動費に係る収支報告書等を、これらの事由が生じた日の属する月の翌月（これらの日が基準日に当たるときは、当月）の末日（その日が市の休日に当たるときは、その翌日）までに議長に提出しなければならない。

第 1 0 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条を第 1 1 条とする。

第 9 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第 9 条 政務活動費は、会派及び議員が行う、国内外における調査研究、研修、各種会議及び意見交換、広報、広聴、住民相談、要請、陳情その他の市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第 1 2 条を次のように改める。

(透明性の確保)

第 1 2 条 議長は、前条第 1 項又は第 3 項の規定により収支報告書等が提出されたときは、政務活動費の交付を受けた会派及び交付対象議員に対し、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第 1 4 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 1 5 条とする。

第 1 3 条第 1 項中「第 1 0 条第 1 項」を「第 1 1 条第 1 項」に改め、「若しくは第 4 項」を削り、同条を第 1 4 条とし、第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

(政務活動費の返還)

第 1 3 条 政務活動費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は交付対象議員がその年度において第 9 条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額を、速やかに、市長に返還しなければならない。

2 市長は、政務活動費の交付を受けた会派及び交付対象議員が、第 9 条に定める経費の範囲に基づく経費以外に当該政務活動費を使用したと認めるときは、当該会派又は当該交付対象議員に対し、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附則第 3 項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第 3 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第 9 条関係)

項 目	内 容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広 報 費	市政及び政務活動について市民に報告するために要す

	る経費
広 聴 費	市政及び政務活動に対する市民からの要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	要請、陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	他都市、団体等との意見交換等各種会議の開催及び参加に要する経費
資料作成費	政務活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	政務活動を補助する職員を雇用する経費
事務・事務所費	1 政務活動に係る事務の遂行に要する経費 2 政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
燃 料 費	政務活動に伴う自動車等の燃料に要する経費

附 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の千葉市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

〜〜

議 案 説 明

地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称を政務活動費に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定める等、所要の改正をするため、条例の一部を改正しようとするものであります。